	四までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、一から四までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。
［略］	

別表第六

ライフル（自然式）射撃場

（注）　括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射撃場についてのものである。

区分	構造設備
［略］	
標的	一　［略］ 二　標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起こすおそれのないもの）であること。
［略］	
バックストップ	標的の後方の位置に、土層等でできているバックストップがあること。
保有敷地	保有敷地	［一・二　略］ 三　危険区域のうち発射弾が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。
その他	［略］	
	その他	一　射撃場の周囲には、柵、塀等を設けて危険である旨の表示がしてあること。 ［二・三　略］

	四までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、一から四までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。
［同上］	

別表第六

ライフル（自然式）射撃場

（注）　括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場についてのものである。

区分	構造設備
［同上］	
標的	一　［同上］ 二　標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起こすおそれのないもの）であること。
［同上］	
バツクストツプ	標的の後方の位置に、土層等でできているバツクストツプがあること。
保有敷地	保有敷地	［一・二　同上］ 三　危険区域のうち発射弾がひんぱんに通過する部分に、電線等の架設物がないこと。
その他	［同上］	
	その他	一　射撃場の周囲には、さく、へい等を設けて危険である旨の表示がしてあること。 ［二・三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。